

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（347））
2. 日時：令和2年7月29日 16時00分～19時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

江寿企画調査官、千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、  
宇田川安全審査官、桐原調整係長、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長 他15名※

## 5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「6条 外部からの衝撃による損傷の防止」、「9条 溢水による損傷の防止等」及び「12条 安全施設」について、5月28日、7月9日及び7月20日の提出資料に基づき説明があった。

- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

### 【6条 外部からの衝撃による損傷の防止（地滑り）】

- 「島根原子力発電所周辺の地滑り地形分布図」に示される地滑り地形①、②、③及び④について、影響評価の対象外とした理由を整理して説明すること。
- 土石流危険区域⑦について、土石流により倒壊、転倒及び滑動する施設の有無、並びにそれら事象が防波壁に及ぼす影響を整理して説明すること。
- 「主荷重の最大荷重継続時間と発生頻度」に示される地滑りの堆積荷重の最大荷重継続時間について、1ヶ月と設定している考え方を整理して説明すること。
- 地滑りのハザードレベルの結果について、整理して説明すること。

### 【9条 溢水による損傷の防止等】

- 想定破損及び地震起因による溢水の評価条件について、津波の考慮の有無を整理して説明すること。
- 耐震Sクラスエリア（西）及び（東）の溢水影響評価について、各エリアに対する溢水源となる配管の位置、TSWインターロックに期待するか等の評価条件を整理して説明すること。

- 「図1 タービン補機海水系の対策概要図」について、平面図を用いてS s機能維持範囲を説明すること。
- 津波対策設備の設置により、溢水影響評価結果に影響がないことを整理して説明すること。
- 土石流による屋外タンク等からの溢水影響評価結果について、評価を実施した背景を説明すること。また、地震による屋外タンク等からの溢水影響評価結果と比較して説明すること。
- 地震起因による溢水量について、算出過程の詳細を説明すること。
- 土石流による屋外タンク等からの溢水影響評価結果について、伝播挙動を図示して説明すること。
- 津波対策を踏まえた溢水影響評価の変更点について、変更前の条件を示し整理して説明すること。また、変更理由に示される「インターロックによる弁閉止等」について、詳細を説明すること。

#### 【12条 安全施設】

- タービン建物、取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽海水ポンプエリアに設置する機器、配管、弁等を図示し、各設備の耐震クラスを説明すること。
- 「表1 タービン建物等の浸水防護重点化範囲に設置する耐震Sクラスの設備と安全機能」について、取水槽循環水ポンプエリアが評価対象から除外された理由を整理して説明すること。
- TSWインターロックについて、信頼性向上を図る範囲を明確化し説明すること。
- 「表1 タービン建物等の浸水防護重点化範囲に設置する耐震Sクラスの設備と安全機能」に示される安全機能は系統毎に説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

#### 6. その他

関係資料：なし